

宮上下整第 165 号
令和 4年 2月 7日

関係機関 各位

宮崎市公共汚水ます設置要綱の改正について（お知らせ）

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮本 兼治
(公 印 省 略)

皆様方におかれましては常日頃から本市の下水道事業に対しましてご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

本市においては、平成18年1月に高岡、田野、佐土原の3町、平成22年3月には清武町とそれぞれ合併し、以後旧町域の下水道整備についても取組んでまいりましたが、合併後10年あまりが経過し、その整備についても概ね概成を迎えたところであります。

現行の公共ますの設置要綱については、最後に改正してからすでに8年が経過し、現状にそぐわない点もみられるようになってきており、また詳細な設置基準等についても分かりにくいものとなっていたため、改正後の要綱は内容を整理・精査した上で統一化を図り見る人に分かりやすいものとしております。

なお、今回改正する要綱については、令和4年4月1日からの施行を予定しており、改正後の要綱については、2月以降上下水道局のホームページにも掲載することとしておりますので併せてお知らせいたします。

- 1、主な改正の内容については、別紙1「主な改正内容」をご覧ください。
- 2、公費・自費の要件を確認する際には、別紙2「公共ます公費設置の要件について（参考資料）」をご参照ください。
- 3、「事前相談書」による公共ます設置における公費・自費等の相談については、今後も継続していきますので、引き続きご相談ください。

*本件に関するお問い合わせ等につきましては、下記までお願いいたします。

(文書取扱)
宮崎市上下水道局 下水道部
下水道整備課 維持係
TEL0985-26-7663 (直通)